

松本市告示第472号

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月19日

松本市長 臥雲 義尚

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市消防団の円滑な消防活動に資するため、準中型自動車免許及び建設機械等に係る資格の取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団員 松本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年条例第24号）第3条の規定により任命された消防団員をいう。
- (2) 準中型免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。
- (3) 普通免許 法第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。
- (4) 中型免許 法第84条第3項に規定する中型自動車免許をいう。
- (5) 大型免許 法第84条第3項に規定する大型自動車免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 所属する分団の分団長の承認を受けた団員
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通免許の取得後3年が経過している者による準中型免許、中型免許又は大型免許の取得
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する乙種危険物取扱者免状（同法別表第1第4類の項に規定する危険物に係るものに限る。）の取得
- (3) 伐木等の業務（チェーンソー）特別教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第8号に規定する業務に係る特別教育をいう。）の受講
- (4) 小型移動式クレーン及び玉掛け技能講習（安衛則第36条第19号に規定する業務

に係る特別教育をいう。)の受講

(5) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(安衛則別表第6に規定するものをいう。)の受講

(6) ドローン操縦士資格の取得

(7) 認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する防災士資格の取得
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 法第99条第1項に規定する指定自動車教習所(以下「教習所」という。)への入所、教習所における準中型自動車の運転に必要な技能及び知識の教習(正規の教習時間に係るものに限る。)並びに初回の修了検定及び卒業検定の受検に要する経費

(2) 一般財団法人消防試験研究センターが実施する乙種第4類危険物取扱者試験の受験に要する経費

(3) 前条第3号から第5号までの特別教育又は講習の受講に要する経費

(4) ドローン操縦士資格の取得に要する経費

(5) 防災士資格の取得に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 前条第1号に掲げる経費の合計額の10分の10以内の額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、中型免許又は大型免許を取得しようとするときは、同一の教習所において準中型免許の取得に要する経費を上限とする。

(2) 前条第2号から第5号までに掲げる経費の合計額の3分の2以内の額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費に係る見積書の写し(中型免許又は大型免許を取得しようとするときは、同一の教習所において準中型免許の取得に要する経費の額が分かるものを含む。)

(2) 自動車運転免許証の写し(準中型免許、中型免許又は大型免許を取得しようとする場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金中止承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金中止承認書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 自動車運転免許証その他の資格取得及び講習の修了等を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る成果が交付の決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付から5年以内に交付決定者自らの責に帰すべき事由により松本市消防団を退団したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 所属・階級
氏名
住所
連絡先

年度松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、市が、本申請に係る審査に必要な範囲で、市税に関する公簿等を閲覧し、又は調査することに同意します。

1 補助事業の種類 （該当項目にレ点）	☐ 準中型免許等の取得 ☐ 危険物取扱者免状（乙種第 4 類）の取得 ☐ 伐木等の業務（チェーンソー）特別教育の受講 ☐ 小型移動式クレーン及び玉掛け技能講習の受講 ☐ 車両系建設機械運転技能講習の受講 ☐ ドローン操縦士資格の取得 ☐ 防災士資格の取得
2 補助事業に要する 経費の予定総額	円
3 交付を受けようと する補助金の額	円
4 添付書類	(1) 補助対象経費に係る見積書の写し（中型免許又は大型免許を取得しようとするときは、同一の教習所において準中型免許の取得に要する経費の額が分かるものを含む。） (2) 自動車運転免許証の写し（準中型免許、中型免許又は大型免許を取得しようとする場合に限る。） (3) その他市長が必要と認める書類

承認書

年 月 日

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金の交付対象者として、申請者を承認します。

承認者 松本市消防団 第 分団 分団長

様式第 2 号（第 8 条関係）

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付決定通知書

指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました 年度松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助事業の種類	
2 補助金交付決定額	円

年 月 日

松本市長

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業を中止しようとするときは、速やかに松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金中止承認申請書（様式第 3 号）により市長に申請し、承認を受けること。
- (3) 補助事業が年度内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後速やかに松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出すること。
- (5) 補助事業完了後は、5 年間消防団に在職し、消防団活動をすること。

様式第3号（第9条関係）

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金中止承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 所属・階級

氏名

住所

連絡先

年 月 日付け 指令第 号で決定された 年度松本市消防
団員準中型自動車免許等取得に係る事業を、次のとおり中止したいので承認してください。

中止理由

様式第4号（第9条関係）

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金中止承認書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のありました 年度松本市消防団員準中型自動車免許等取得に係る事業の中止を承認します。

様式第5号（第10条関係）

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

報告者 所属・階級

氏名

住所

連絡先

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のありました松本市消防団員準中型自動車免許等取得に係る事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補助事業の種類 （該当項目にレ点）	☐ 準中型免許等の取得 ☐ 危険物取扱者免状（乙種第4類）の取得 ☐ 伐木等の業務（チェーンソー）特別教育の受講 ☐ 小型移動式クレーン及び玉掛け技能講習の受講 ☐ 車両系建設機械運転技能講習の受講 ☐ ドローン操縦士資格の取得 ☐ 防災士資格の取得
2 完了年月日	年 月 日
3 補助事業に要した 経費の総額	円
4 確定を受けたい 補助金の額	円
5 添付書類	(1) 補助対象経費に係る領収書の写し (2) 自動車運転免許証その他の資格取得及び講習の修了等を 証明する書類の写し (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで提出のあった松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金実績報告書等の審査を行い、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金の交付額について、次のとおり確定しましたので、松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

1 補助事業の種類	
2 補助金交付確定額	円

様式第7号（第12条関係）

松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）松本市長

請求者 所属・階級
氏名
住所
連絡先

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度松本市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金を次のとおり請求します。

1 補助事業の種類 （該当項目にレ点）	☐ 準中型免許等の取得 ☐ 危険物取扱者免状（乙種第4類）の取得 ☐ 伐木等の業務（チェーンソー）特別教育の受講 ☐ 小型移動式クレーン及び玉掛け技能講習の受講 ☐ 車両系建設機械運転技能講習の受講 ☐ ドローン操縦士資格の取得 ☐ 防災士資格の取得	
2 請求金額	円	
3 振込先	金 融 機 関 名	
	本 （ 支 ） 店 名	
	口座種別（○で囲む）	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	口座名義人（カナ）	